

## 協定締結等に先立つ調査 記載要領（訪問看護事業所）

### 1. 調査の趣旨

感染症法の改正により、今後、新興感染症が発生・まん延した際に、発生初期から効果的に対策を講ずることができるよう、都道府県と医療機関（この場合の「医療機関」には、薬局や訪問看護事業所を含みます）が、医療の提供に関して講ずべき措置に関する協定（医療措置協定）を平時より締結することとされました。（改正感染症法第36条の3 令和6年4月1日施行分）

本調査は、医療措置協定を締結する意向と、その内容について、全ての医療機関に対しお伺いする国のガイドラインに沿った事前調査であり、本調査でご回答いただいた内容を踏まえて、医療措置協定を締結する協議をお願いする予定としております。

なお、国のガイドラインについては以下のホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

### 2. 調査の前提

○新興感染症の性状は、「新型コロナと同程度」を想定しています。

○国は新興感染症の毒性や感染力等の性状について、速やかな情報収集・提供を行うこととしており、一定程度の情報が判明した後に、感染症指定医療機関以外へ対応を拡げることを想定しています。訪問看護事業所の皆様にご協力をお願いするのは、新興感染症発生後、6ヶ月程度を経過した時点を想定しています。

○国の方針に沿い、以下の項目について、協定を締結することを想定しています。

①自宅療養者支援（訪問看護等）

②感染症対策に係る訓練・研修の実施 ③防護具の備蓄

※②、③については①の協定を締結した事業所と付属的に締結する項目となります。

○国全体では、新型コロナウイルス感染症で確保した最大規模の体制を目指すこととされていますので、新型コロナ対応の実績に鑑み、ご回答をお願いいたします。

### 3. 質問項目

以下の質問項目を設けています。

ア 自宅療養者等への医療（看護）の提供

イ 感染症対策に係る研修・訓練実施

ウ 個人防護具の備蓄

・イ、ウについては、アの協定締結にご協力いただける場合にのみ、ご回答ください。